

総社市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第22号

総社市体育施設条例の一部を改正する条例

総社市体育施設条例（平成20年総社市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前						
(開館時間) 第8条 体育施設の開館時間は、次のとおりとする。						(開館時間) 第8条 体育施設の開館時間は、次のとおりとする。						
名 称		施 設		使用時間		名 称		施 設		使用時間		
略						略						
総社市総社北公園陸上競技場		陸上競技場		9時から <u>21時</u> まで		総社市総社北公園陸上競技場		陸上競技場		9時から <u>19時</u> まで		
略		略				略		略				
2及び3 略						2及び3 略						
別表第2（第11条関係） 総社市総社北公園陸上競技場使用料表						別表第2（第11条関係） 総社市総社北公園陸上競技場使用料表						
陸上競技場	個人使用	一般	1人2時間 100円				陸上競技場	個人使用	一般	1人2時間 100円		
		高校生以下	1人2時間 50円						高校生以下	1人2時間 50円		
		◎照明施設使用の場合は、1人2時間につき一般は100円、高校生以下は50円を加算した額とする。										
専	区分	9時～19時	9時～12時	12時～19時	19時～21時	専	区分	全日（9時～19時）	午前（9時～12時）	午後（12時～19時）		

改正後					改正前				
用 使 用	一般	20,800円	7,800円	13,000円	1時間につき 2,080円	一般	20,800円	7,800円	13,000円
	高校生 以下	12,500円	4,700円	7,800円	1時間につき 1,250円	高校生 以下	12,500円	4,700円	7,800円
	◎照明施設使用の場合は、1時間につき2,000円を加算した額とする。 ◎入場料を徴収する場合は、専用使用区分の使用料（照明施設の加算額を含む。）の2倍の額に最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。				◎入場料を徴収する場合は、専用使用区分の使用料の2倍の額に最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。				
略					略				
略					略				

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。